第四十六条の十五の表第百八条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第百十条の二第一項	土地（指定宅地を除く。）	土地（指定宅地及び特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）	第八十三条第一項	指定宅地又はこれに定着する物件に関し権利を有する者
	これに存する物件	物件（指定宅地に存する物件及び施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）		
第百十条の二第六項	第八十三条第一項及び第二項	施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び施行地区内の宅地又はこれに定着する物件に関し権利を有する者で組合員又は加入者となる者	第八十三条第二項	施行地区内の宅地又はこれに定着する物件に関し権利を有する者で施行地区内の仮換地又は施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に関し権利を有するもの

第四十六条の十五の表第百十一条の表第七十七条第一項の項下欄の項を次のように改める。

第百十条の四第二項	位置、地積、環境及び利用状況	位置、地積、環境及び利用状況（特定仮換地に対応する従前の宅地については、当該宅地についての特定仮換地の位置、地積、環境及び利用状況）

		前の宅地を含む。）又は土地に定着する物件、施行地区内の仮換地の特定移転物件等を除き、施行地区内の仮換地への移転工作物等を含む。）に関し権利を有する者及び組合員又は加入者となる者

第四十六条の十五の表第百十八条の六第二項の項及び第百十八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項の項を削り、同表第百十八条の十三第三項の項中「若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権」に改める。

第四十六条の十六の表第二十一条第三項の項中「又はその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）」を「（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）又はその借地権」に改め、同表第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の

第百十八条の二第一項	宅地の	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）の
	施行地区内の土地に権原に基づき建築物	権原に基づき施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地から移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）